

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が、平成26年4月1日より5%から8%へ、令和元年10月1日より10%へ引き上げられました。この消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度土庄町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	169,091 千円
(歳出)	社会保障施策に要する経費	2,096,243 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	136,513	1,376	3,000	39,208	13,125	79,804
	障害者福祉事業	329,211	220,747	0	3,785	14,785	89,894
	児童福祉事業	526,517	223,226	46,800	54,139	28,581	173,771
	母子福祉事業	20,170	4,501	0	11,944	526	3,199
	小計	1,012,411	449,850	49,800	109,076	57,017	346,668
社会保険	介護保険事業	278,330	22,741	0	0	36,100	219,489
	国民健康保険事業	133,326	70,014	0	0	8,942	54,370
	後期高齢者医療事業	289,256	53,492	0	0	33,301	202,463
	小計	700,912	146,247	0	0	78,343	476,322
保健衛生	健康増進事業	2,208	508	0	0	240	1,460
	病院事業	262,967	0	38,900	44,817	25,318	153,932
	疾病予防事業	90,798	31,437	0	20,878	5,435	33,048
	医療提供体制確保事業	26,947	300	0	7,260	2,738	16,649
	小計	382,920	32,245	38,900	72,955	33,731	205,089
合計	2,096,243	628,342	88,700	182,031	169,091	1,028,079	

※事務費及び事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）は除いています。

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。